

銀行・証券セクターの国際的な規制の動向 Vol.10

最近の規制動向（2025 年 11 月～12 月初旬）

=====

«index»

1. FSB の「移転ツールの実用化に関する事例集」
 2. 欧州委員会による SFDR の改正案
 3. EU における FRTB の見直しに関する市中協議
 4. お問い合わせ先
- =====

1. FSB の「移転ツールの実用化に関する事例集」

金融安定理事会（FSB）は 2025 年 11 月に、「移転ツールの実用化に関する事例集」と題する文書を公表した。移転ツールとは、破綻処理ツールの一種であり、破綻した銀行の一部または全部を民間の買い手やブリッジ機関に移転することで重要機能の継続性を確保しつつ、納税者ではなく株主・債権者による損失吸収を確保することを目的とするものである。

FSB は、2025 年の作業計画において「破綻処理改革の完遂」を優先事項の 1 つとして掲げており、その中で移転ツールの実用化に向けた検討を進める方針を示していた。こうした問題意識の下で公表された本事例集は、破綻処理当局による移転ツールの効果的な活用を支援するために、移転ツールを実施する際の実務慣行や考慮事項等を整理したものである。具体的には、移転の対象範囲の決定や、移転後の重要機能の継続性確保に向けた取決め（サードパーティ契約の管理を含む）、厳しい時間制約や高い機密性の下で移転対象を民間の買い手に売却するためのマーケティング手法に関する論点・事例等が紹介されている。また、元本削減や株式

転換、残余事業体の清算における債権回収手続きを通じた損失吸収の確保や、クロスボーダーでの移行ツールの実行に伴う課題についても整理されている。

各法域の破綻処理当局にとって、移転ツールの実用化に向けた取り組みを進める上で、本事例集は有益な参考資料になると考えられる。また、銀行にとっても、破綻処理計画の策定や破綻処理可能性の向上に取り組む際に、移転ツールの活用を巡る論点や実務上の課題を把握するための手掛かりとなるだろう。

2. 欧州委員会による SFDR の改正案

EU では、サステナビリティ情報開示に関する規制枠組みの見直しが継続的に進められている。欧州委員会は 2025 年 2 月に、いわゆるオムニバス・パッケージ（法案）の第 1 弾を公表し、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）を含む関連規制の簡素化を提案した。こうした動きに続く形で、欧州委員会は 2025 年 11 月、サステナブルファイナンス開示規則（SFDR）の改正案を公表した。

SFDR は 2021 年 3 月から EU で適用されており、金融市場参加者（資産運用会社等）および金融アドバイザーに対して、事業体レベルおよび金融商品レベルのサステナビリティ関連情報を投資家に開示することを義務付けている。他方、SFDR の運用を巡っては、開示要件が過度に複雑であるや、実務負担が大きいことなどが指摘されてきた。

こうした課題を踏まえ、欧州委員会は、SFDR の開示枠組みを包括的に見直す改正案を提示している。具体的には、金融市場参加者に課されてきた主要な悪影響に関する事業体レベルの開示要件の削除や、金融商品レベルの開示要件の大幅な簡素化を提案している。また、①Sustainable、②Transition、③ESG basics という新たな 3 つのカテゴリーに基づく金融商品の分類制度を導入する方針が示されている。さらに、金融アドバイザーおよびポートフォリオ管理サービスについては、SFDR の適用対象外とすることが提案されている。

今回の改正案が成立した場合、資産運用会社等にとって、事業体レベルおよび金融商品レベルの双方において、コンプライアンス負担の大幅な軽減が見込まれる。また、金融アドバイザーやポートフォリオ管理サービスについては、SFDR に基づく開示対応が不要となる可能性がある。もっとも、本改正案は今後、欧州議会および EU 理事会において審議される予定であり、その過程で内容が修正される可能性もある。金融機関としては、今後の審議動向を注視しつつ、改正案がもたらしうる影響について初期的な評価を進めていくことが重要であろう。

3. EU における FRTB の見直しに関する市中協議

欧州委員会は 2025 年 11 月、トレーディング勘定の抜本的見直し（FRTB）に係る対象を絞った改訂に関する市中協議を開始した。EU では、第 3 次自己資本要求規則（CRR3）を通じて、2025 年 1 月から FRTB を除くバーゼル III 最終化が適用されている。また、欧州委員会は 2025 年 6 月に、EU 銀行の国際的な競争条件の公平性を確保する観点から、FRTB の適用開始を 2027 年 1 月 1 日まで延期する委任法を採択している。こうした中で、欧州委員会は、他法域における FRTB の実施状況等を考慮しつつ、FRTB に関する対象を絞った見直しを提案した。

本市中協議における主な提案は、EU 銀行の自己資本への影響を緩和するために、委任法を通じて、一定の特例的な措置を 3 年間（2029 年まで）適用することである。具体的には、2 つの政策オプションが検討されている。第一に、他の主要法域が最終実施において既に国際基準から乖離している、または乖離する予定の部分を調整することが挙げられている。第二に、FRTB が銀行の自己資本に及ぼす影響を中和するための調整係数である「乗数（multiplier）」を導入することが提案されている。

バーゼル III 最終化の実施を巡っては、依然として国際的な足並みが揃っていない状況にある。例えば、日本・香港・シンガポールなどでは、国際合意に概ね沿った形で実施を進めている一方で、米国では関連規則が最終化されておらず、英国では FRTB の適用を 2028 年 1 月まで延期する選択肢が検討されている。今後、米国では、2026 年第 1 四半期にバーゼル III 最終化の実施に関する新たな提案が行われる可能性がある中、EU においても FRTB を巡る見直しの議論の行方を注視していくことが重要であろう。

3. お問い合わせ先

勝藤 史郎

合同会社デロイトトーマツ

リスクアドバイザリー リスク管理戦略センター

マネージングディレクター

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-1300 Fax: 03-6213-1117

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイトトーマツ グループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイトトーマツ、デロイトトーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイトトーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内 30 都市以上に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーフームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Global ならびに各メンバーフームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束せることはございません。Deloitte Global およびその各メンバーフームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Global はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Global のメンバーフームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーソス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人才の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本メールマガジンは皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュトーマツリミテッド（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーフームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本メールマガジンをもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本メールマガジンにおける情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・默示を問いません）をするものではありません。また Deloitte Global、そのメンバーフーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本メールマガジンに依拠した人に関する直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Global ならびに各メンバーフームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。